～廃棄物処理問題～

ＢＵＮさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！

宿題は「欠格要件」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Ｑ，次のうち、法人である産業廃棄物処理業者Ａが欠格要件に該当する場合はどれか。

（１）役員がスピード違反で検挙され、反則金１万2,000円を納付した。

（２）従業員が自宅で家庭ごみを野焼きし、罰金30万円の刑に処された。

（３）役員が女性を侮辱した発言の罪により、拘留20日間の刑に処された。

（４）従業員が業務上過失致死の罪により、拘禁５年の刑に処された。

（５）役員が浄化槽法に違反し、罰金10万円の刑に処された。

【解説】

法人が欠格要件に該当するのは、役員、政令で定める使用人が法で規定する条項に該当する場合であり、従業員が当該条項に該当しても法人は欠格要件に該当するものではない。

なお、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者である。

また、欠格条項のうち次の条項は混同されやすいので注意が必要である。

法第７条第５項第４号ロ

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

法第７条第５項第４号ハ

生活環境の保全を目的とする法令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し又は刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

正解（５）

これを読んでいて下さる協会関係者で欠格要件に関わる方はいないと思いますが、そういう真面目な業者さんほど、万一に備えて「欠格要件」について知っておきたい、と言う方は多いようです。

解説に「拘禁刑以上の刑」と出てきますが、これは刑法第９条「死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、」、同第 10 条「主刑の軽重は、前条に規定する順序による」と規定されていることから、「拘禁刑以上の刑」とは「死刑・拘禁刑」となります。

なお、「拘禁刑」令和７年５月までは「懲役・禁錮」でしたが、刑法等の改正により「拘禁刑」となりました。ただし、これは令和７年６月以降に行われた違反行為に対してであり、５月以前に行われた違反に対しては、「懲役・禁錮」が言い渡されますので、今しばらくは「懲役・禁錮」に処せられる人物は出てくると思われます。

～廃棄物処理問題～

「生活環境の保全を目的とする法令」とは、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（政令第４条の6）がこれになります。
では、続けて欠格要件から。なお、問題は「一般廃棄物」としていますが、これは「産業廃棄物」の規定が一般廃棄物の条項を準用していて、さらに複雑になるためで、趣旨としてはほとんど同じなので、産業廃棄物処理業許可業者さんは「一般廃棄物」を「産業廃棄物」と読み替えて挑戦してみて下さい。

Q，一般廃棄物処理業の許可を有している甲社，乙社がある。甲社には役員ＡとＢがいるが、Ｂは乙社の役員も兼務している。次のうち正しくないのはどれか。

（１）役員Ａが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
（２）役員Ａが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
（３）役員Ａが不法投棄で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
（４）役員Ａが不法投棄で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
（５）役員Ａが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となるが、取り消し後Ａを役員から外せば、翌日からでも再度許可申請ができる。

【解説】

「許可をしてはならない」と規定している条文である法第７条第５項第４号と、「許可を取り消さなければならない」と規定している条文である法第７条の４第１項各号が平成 22 年に改正された。これにより、廃棄物処理法の重大な違反である法第 25 条、法第 26 条、法第 27 条（他に暴力団対策法等）違反による取り消しでなければ、「連鎖」は起きなくなった。水質汚濁防止法は環境法令であることから役員が罰金以上となると、その役員が所属している法人は許可取消になる（これは連鎖ではない)。平成 22 年改正まではこれを理由に乙社も取り消し（取り消しを受けた法人甲社の役員Ｂが法人乙社の役員であるために）となったが、この改正で乙社の取り消しは起きない。
一方、（４）は罰金刑であるが、その違反は法第 25 条の不法投棄であることから、甲社はもちろん、取り消し法人の兼務役員がいる乙社も取り消しを受ける。
（５）は、平成 22 年改正により重罰以外は連鎖が起きない改正を行ったことから、条文の規定上このとおりの運用となることが環境省ホームページのＱ＆Ａにも示されている。

正解（２）

欠格要件の「連鎖」については、平成 15 年の「羈束取消」規定の制定から課題となり、前述解説のとおり、平成 22 年改正でこの課題を解消しました。そのおかげで、条文はますます複雑怪奇になったのですが。(;^_^A
宿題Ｑは処理施設設置許可の欠格要件を取り上げてみました。

宿題Ｑ
次のうち、Ａ社の役員Ｂが不法投棄により罰金刑を受けたことにより、欠格要件該当になり、Ａ社の産業廃棄物処理施設の設置許可が取り消された施設について、誤っているものはどれか。

（１）Ａ社の役員Ｂが退任し、Ａ社が改めて設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
（２）Ａ社の役員Ｂが退任せず、Ａ社が改めて設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
（３）別会社Ｃ社がこの施設を買い取り、Ｃ社が設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
（４）別会社Ｃ社がこの施設を役員Ｂが退任していないＡ社から使用権原を付与され、Ｃ社が設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
（５）別会社Ｃ社がこの施設を役員Ｂが退任したＡ社から使用権原を付与され、Ｃ社が設置許可申請をした場合、許可の基準に適合していれば許可される。